

目 次

共済組合

3 短期給付

短期給付の概要

- (1) 短期給付の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 自動給付と請求給付・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 医療費にかかる給付の時期・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 給付の対象とならない医療費等・・・・・・・・・・ 2
- (5) 個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携について・・・・・・ 2

病気やけがをしたとき

- (1) 療養の給付・家族療養費・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 入院時食事療養費・入院時生活療養費・・・・・・・・ 3
- (3) 保険外併用療養費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費・・・・・・・・ 4
- (5) 療養費・家族療養費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (6) 移送費・家族移送費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (7) 高額療養費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (8) 一部負担金払戻金・家族療養費附加金・・・・・・・・ 11
- (9) 高額介護合算療養費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (10) 届出が必要な公費負担医療制度・・・・・・・・・・・・ 12

交通事故などにあつたとき

- (1) 共済組合への連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 組合員証等を使用したときの医療費の取扱い・・・・ 13
- (3) 共済組合への届出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

子供が生まれたとき

- (1) 出産費・出産費附加金 及び 家族出産費・家族出産費附加金・・・・ 14
- (2) 保育用品配付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

休業したとき

- (1) 傷病手当金・傷病手当金附加金・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 出産手当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (3) 休業手当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (4) 介護休業手当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (5) 育児休業手当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

災害を受けたとき

- 災害見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

死亡したとき

- (1) 埋葬料・埋葬料附加金・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (2) 家族埋葬料・家族埋葬料附加金・・・・・・・・・・・・ 33

非常災害により死亡したとき

- 弔慰金・家族弔慰金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

退職後の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

任意継続組合員制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

短期給付の概要

(1) 短期給付の種類

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」と、共済組合独自で定めて給付する「附加給付」があります。

	給付事由（支給される要件）		給付の種類	
			法定給付	附加給付 (共済組合独自の給付)
保健給付	出産したとき	組合員	出産費	出産費附加金
		被扶養者	家族出産費	家族出産費附加金
	病気やけがで病院にかかったとき、又は入院したとき	組合員	療養の給付＊ 高額療養費＊ 入院時食事療養費＊ 入院時生活療養費＊ 保険外併用療養費＊ 療養費	一部負担金払戻金＊ 一部負担金払戻金(療養費払方式)
		被扶養者	家族療養費＊ 高額療養費＊ 入院時食事療養費＊ 入院時生活療養費＊ 保険外併用療養費＊ 家族療養費(療養費払方式)	家族療養費附加金＊ 家族療養費附加金(療養費払方式)
	1年間(8/1～7/31)の介護及び医療に係る組合員及び被扶養者の自己負担額の合計額が、一定の基準を超えたとき	組合員	高額介護合算療養費	
		被扶養者		
	訪問看護を受けたとき	組合員	訪問看護療養費＊ 高額療養費＊	一部負担金払戻金＊
		被扶養者	家族訪問看護療養費＊ 高額療養費＊	家族訪問看護療養費附加金＊
	医師の指示により緊急やむを得ず病院などに移送されたとき	組合員	移送費	
		被扶養者	家族移送費	
休業給付	死亡したとき	組合員	埋葬料	埋葬料附加金
		被扶養者	家族埋葬料	家族埋葬料附加金
	組合員が公務によらない病気やケガのために勤務できないとき		傷病手当金	傷病手当金附加金
	組合員が法定事由により欠勤したとき		休業手当金	
	組合員が育児休業を取得したとき		育児休業手当金	
災害給付	組合員が出産のため勤務できないとき		出産手当金	
	組合員が介護休業を取得したとき		介護休業手当金	
	組合員が非常災害等により死亡したとき	組合員	弔慰金	
		被扶養者	家族弔慰金	
	組合員の住居又は家財が災害により損害を受けたとき		災害見舞金	

上の表の**＊印の給付は、自動給付（組合員からの請求不要）**です。その他の給付は組合員からの請求により給付します。事由発生から2年以内に請求してください。

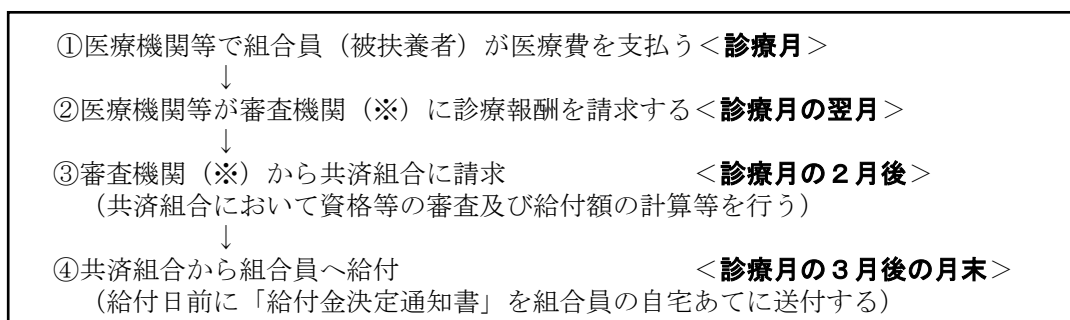
（２）自動給付と請求給付

組合員が請求手続きを行う必要がなく、共済組合から該当者へ自動で給付するものを「自動給付」といいます（前頁の表の＊印の給付）。これに対して組合員からの請求に基づいて給付するものを「請求給付」といいます。

短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日の翌日から２年間請求しないときは、時効により消滅しますので、請求手続きは速やかに行ってください。

（３）医療費にかかる給付の時期

医療費の自動給付は、以下の流れで、医療機関等で診療を受けた月の３ヵ月後に、組合員が共済組合へ届出ている金融機関口座へ振込みます。



※審査機関・・・「社会保険診療報酬支払基金」といいます。医療機関等は直接共済組合へ診療報酬（医療費の共済組合負担分）を請求するのではなく、審査機関へ請求し、審査機関から共済組合へ請求を行う仕組みになっています。

（注意事項）

給付は診療月の３ヶ月後を原則としていますが、医療機関の診療報酬の請求が遅れたり、審査機関での審査に時間を要するなどの理由により、給付時期が遅れる場合があります。

（４）給付の対象とならない医療費等

医療費等には、共済組合の給付の対象とならないものがあります。例えば次のような医療費等は、給付の対象外です。

- ・公務中、通勤途上での病気やケガ
- ・交通事故などの第三者の加害行為による病気やケガ
- ・差額ベッド代
- ・健康診断、人間ドック、予防注射、虫歯の予防処置
- ・慢性的な肩こり、腰痛等の内科的要因により柔道整復師の施術を受けたとき
- ・正常な出産
- ・美容整形手術（ケガをした後の処置を除く）
- ・近視、遠視、斜視等の矯正及び歯の矯正
- ・その他保険診療の対象とならない医療費 など

（５）個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携について

平成３０年７月から、個人番号を利用した行政機関等との情報連携が始まりました。個人番号を利用した情報連携とは、国の情報提供ネットワークシステムを介して地方公共団体等の複数の機関が保有する同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みをいいます。

当支部では、高額療養費の給付手続きに必要な所得区分の確認で、添付書類（非課税証明書等）の省略ができる取扱いを開始しました（注）。その他の事務における個人番号（マイナンバー）の活用については、引き続き検討してまいります。

注：該当者本人からの同意書が必要となります。

病気やけがをしたとき

組合員又は被扶養者が病気又はケガをしたときは、次のような給付があります。ただし、公務中又は通勤途上の病気又は負傷は除きます。

(1) 療養の給付・家族療養費

組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」という。）を使用して保険医療機関や保険薬局で必要な診療を受けたときは、組合員又は被扶養者は一定の自己負担額（窓口負担額）のみを支払い、残りの医療費は共済組合から医療機関等へ支払いを行います。

この共済組合が負担する金額を「療養の給付（組合員）」・「家族療養費（被扶養者）」といいます。医療費の自己負担割合（窓口負担割合）は、年齢により次の表のとおり定められています。

【医療費の負担割合】

区分	共済組合負担割合 (療養の給付・家族療養費)	自己負担割合 (窓口負担割合)
義務教育就学前	8 割	2 割
義務教育就学後から 69 歳	7 割	3 割
70 歳から 74 歳（注）	8 割 (現役並み所得者は 7 割)	2 割 (現役並み所得者は 3 割)

- (注) 1. 70 歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の翌月からこの負担割合が適用されます。
 2. 現役並み所得者とは、標準報酬月額が 28 万円以上の 70 歳以上の組合員と、その被扶養者で 70 歳以上の者をいいます。
 3. 75 歳以上（65～74 歳の一定の障害のある人を含む）の者は後期高齢者医療制度へ移行します。

(2) 入院時食事療養費・入院時生活療養費

① 入院時食事療養費

組合員又は被扶養者が入院時に食事の提供（食事療養）を受けたときは、一定の自己負担額（標準負担額）を支払えば、残りの額は入院時食事療養費として共済組合が負担します。

【入院時食事療養費の標準負担額】

区分				自己負担額（標準負担額） (注 1)
以下のいずれにも該当しない者				1 食 490 円
減額対象者 (注 2)	以下のいずれにも該当しない指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等			1 食 280 円
	低所得者	市町村民税非課税世帯 (組合員が住民税非課税である世帯)	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 食 230 円
			過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 食 180 円
		組合員と被扶養者全員の所得金額がない等（年金収入 80 万円以下等）【70 歳以上】		1 食 110 円

② 入院時生活療養費

65 歳以上の組合員やその被扶養者が、療養病床（主に慢性期の療養のための病床）に入院し、生活療養（食事療養や適切な療養環境を形成するための療養）の提供を受けたときは、一定の自己負担額（標準負担額）を支払えば、残りの額は入院時生活療養費として共済組合が負担します。

【入院時生活療養費の標準負担額】

区分			自己負担額（標準負担額） （注 1）	
			食費	居住費
現役並み所得者・一般			1 食 490 円 （注 3）	1 日 370 円
減額対象者 （注 2）	低所得者	Ⅱ 市町村民税非課税世帯 （組合員が住民税非課税である世帯）	1 食 230 円	
		Ⅰ 組合員と被扶養者全員の所得金額がない等（年金収入 80 万円以下等）【70 歳以上】	1 食 140 円	
	境界層該当者（注 4）		1 食 110 円	1 日 0 円

（注）

1. 自己負担額（標準負担額）は、高額療養費及び一部負担金払戻金（家族療養費附加金）の対象とはなりません。
2. 自己負担額（標準負担額）の減額対象者の認定を希望する場合は、予め（医療機関等での窓口支払いまでに）組合員が共済組合へ申請すると、「標準負担額減額認定証」が交付されます。申請される方は共済組合へお問い合わせください。
3. 一定の基準に適合している医療機関等では 450 円になりますので、医療機関等へ確認してください。
4. 本来の所得区分に基づく負担であれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用して負担を軽減すれば生活保護を必要としない状態になる者（福祉事務所長が交付する証明書の提出が必要となります）。

（3）保険外併用療養費

健康保険（医療保険）制度では、一連の診療の中に保険が適用されない技術・医療費・医療機器等が含まれると、原則としてその診療全体が保険給付の対象外となります。ただし、組合員又は被扶養者が次の療養を受けたときは、その療養のうち基礎的な部分（通常の療養と変わらない範囲の医療）については保険給付の対象となり、自己負担額を除く残りの部分は保険診療と同様に保険外併用療養費として共済組合が負担します。

- ①評価療養・・・先進医療を受ける、国内未承認薬の使用等
- ②選定療養・・・特別な療養環境の提供、予約診療や時間外診療を受ける、特別な材料を使用する歯の治療等

（4）訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

組合員又は被扶養者が、公務によらない病気やケガで、指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、一部負担金等を指定訪問看護事業者に支払えば、残りの金額は訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費として共済組合が負担します。

（5）療養費・家族療養費

組合員又は被扶養者がやむを得ない理由により組合員証等を使用しないで保険医療機関等で療養を受け、全額を支払った場合は、組合員が共済組合へ請求を行うと、療養費・家族療養費が支給されます（請求給付）。

支 給 額	療養費・家族療養費の対象となる金額から、自己負担割合（患者負担額）を差し引いた金額を支給します。
請求手続	療養費等請求書（様式第 3-4 号）に【療養費等の請求書類】を添えて提出してください。なお、療養費等請求書は月ごと、医療機関ごと、対象者ごとに作成してください。

【療養費等の請求書類】

請 求 様 式	
療養費等請求書（様式第 3-4 号） ※この様式に、以下の書類を添付して提出してください。	
事 由	添付書類
旅行中の突発的な傷病など、やむを得ない理由で組合員証等を使用せず診療を受け、現金払いをしたとき	・領収書（診療の明細が記載されているものに限る）※領収書に診療の明細が記載されていない場合は「診療報酬領収済明細書」（様式第 3-6 号又は 3-7 号）を提出してください。
コルセット等、治療用装具を医師の指示により購入したとき	・治療用装具製作指示装着証明書（様式第 3-5 号。同様の項目が記載されていれば医療機関の所定の様式でも可） ・領収書 ・装具の写真（装具名が「靴型装具」の場合のみ添付すること。装具名は「治療用装具製作指示装着証明書」に記載あり。） （写真について） ※患者が実際に装着する現物の写真であること。ただし、装着した状態の写真である必要はない。 ※付属部品等も含めて購入した全ての治療用装具が撮影されていること。 ※付属部品に中敷等（靴に挿入するもの）がある場合、靴から取り出した状態で撮影されていること。
小児（9 歳未満）の弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正の治療用として眼鏡及びコンタクトレンズを作成したとき ※支給額、更新期間等に制限があります。 →「療養費等請求の補足説明」（次頁）参照	・医師の治療用眼鏡等の作成指示書 ・領収書
輪部指示型角膜形状異常眼用コンタクトレンズを作成したとき ※支給額、更新期間等に制限があります。 →「療養費等請求の補足説明」（次頁）参照	・医師の治療用コンタクトレンズの作成指示書 ・領収書 ※対象疾病のために指示したことが確認できれば「作成指示書」ではなく「処方箋」でも可
医師の指示により弾性着衣等を購入したとき ※支給額、更新期間等に制限があります。 →「療養費等請求の補足説明」（次頁）参照	・医師の弾性着衣等装着指示書（様式第 3-29 号又は 3-30 号。同様の項目が記載されていれば医療機関の所定の様式でも可。） ・領収書
以前加入していた健康保険証等を使用したとき	・以前加入していた健康保険の保険者が発行した診療報酬明細書（レセプト） ・医療費を返還した際の領収書
海外で傷病のため医療機関等にかかったとき（治療目的で海外へ行き治療した場合は給付対象外）	【医科・歯科共通】 ・海外に渡航した事実を証明する書類（パスポートの写し等） ・調査に関わる同意書（様式第 3-61 号） ・領収書（原本） ・領収明細書（様式 B） ・様式 B の邦訳
	【共通の提出書類に加えて医科の場合】 ・診療内容明細書（歯科以外）（様式 A） ・様式 A の邦訳
	【共通の提出書類に加えて歯科の場合】 ・歯科診療内容明細書（様式 C） ・様式 C の邦訳

次のページへ続きます

【療養費等の請求書類】

事 由	添付書類
輸血用の生血を購入したとき (提供者が親族以外の場合に限る)	・ 医師の証明書 ・ 領収書
臓器移植に伴う医師の派遣に要した費用、又は採取した臓器等の搬送に要した費用を負担したとき	・ 医師の意見書 ・ 領収書 (搬送経路、搬送従事人数が確認できるもの) ※この他に確認書類が必要となる場合があります。
医師が必要と認め、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けたとき	・ 施術同意書 ・ 施術料金領収済明細書 (様式第 3-38 号)

療養費等請求の補足説明

1 小児弱視等の治療用眼鏡等

9歳未満の小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療に必要であると医師が判断して処方した眼鏡及びコンタクトレンズ（以下、「治療用眼鏡等」という。）が支給対象となります。

①治療用眼鏡等の更新

- ・ 5歳未満…前回の購入から1年以上を経過して再度購入した場合は対象となります。
- ・ 5歳以上…前回の購入から2年以上を経過して再度購入した場合は対象となります。

②支給額

下表の額を上限とし、購入に要した費用から自己負担割合（2～3割）を差し引いた額を支給します。

上限額	眼鏡	38,902円
	コンタクトレンズ	16,324円（1枚）

2 輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ

スティーブンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症の眼後遺症に対し、医師の指示に基づき作成された輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズが支給対象となります。

①コンタクトレンズの更新

前回の購入から5年経過後に再度購入した場合は対象となります。

②支給額

1枚あたり158,000円を上限とし、治療用コンタクトレンズの購入に要した費用の範囲内で、購入額から自己負担割合（2～3割）を差し引いた額を支給します。

3 療養費の支給対象となる弾性着衣等

3-（1）四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等

リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫、又は原発性のリンパ浮腫の重篤化予防を目的とした弾性着衣等が支給対象となります。

①対象となる限度数と更新

一度に購入する弾性着衣等は、装着部位ごとに2着までが支給対象となります。

また、前回の購入から6ヶ月以上経過して再度購入した場合は、支給対象となります。

②支給額

下表の額を上限とし、購入に要した費用から自己負担割合（2～3割）を差し引いた額を支給します。

上限額 (1着あたり)	弾性ストッキング	28,000円(片足用の場合25,000円)
	弾性スリーブ	16,000円
	弾性グローブ	15,000円
	弾性包帯(※)	上肢7,000円・下肢14,000円

3-(2)慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための弾性着衣等

慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のために使用される「弾性ストッキング」と「弾性包帯」が支給対象となります。

① 対象となる限度数

支給回数は1回限りです。ただし疾患が治癒した後で再発した場合は再度対象となります。また、一度に購入する数は装着部位ごとに2着(包帯の場合は2巻)までが支給対象となります。

② 支給額

下表の額を上限とし、購入に要した費用から自己負担割合(2~3割)を差し引いた額を支給します。

上限額 (1着あたり)	弾性ストッキング	28,000円(片足用の場合25,000円)
	弾性包帯(※)	14,000円

※ 3-(1)、3-(2)のいずれも弾性包帯は医師の判断により弾性着衣(弾性ストッキング、弾性スリーブ及び弾性グローブ)を使用できないとの指示がある場合に限り、支給対象となります。

(6) 移送費・家族移送費

病状が重篤であり、又は重傷である場合などで、歩行不能又は歩行が著しく困難であって、入院転医等を必要とする場合に、その要した移送の費用を支給します。患者を診察した医師の指示に基づいて行われるものであり、保険医療機関等に収容することが原則とされています。請求に必要な書類は下記のとおりです。(下記以外の書類が必要となる場合もあります)

支給額	最も経済的な通常の経路及び方法で移送された場合の旅費を基準として算定した額の範囲内での移送に要した実費額
提出書類	- 療養費等請求書(様式第3-4号) - 医師の意見書 - 領収書

[給付時期について]

療養費・家族療養費、及び移送費・家族移送費の給付時期は、原則として必要書類を共済組合が受理した月の翌月末日となります。ただし、書類に不備があった場合や費用の算定に時間を要する場合はこのとおりではありません。

また、海外療養費は算定業務を外部委託しているため、書類受理月の翌々月の月末となります。

(7) 高額療養費

組合員又は被扶養者の療養に要した1か月の自己負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えたときは、その超えた額が後日共済組合から給付されます。（自動給付）

また、組合員と被扶養者で同一月において自己負担が複数あるときは、それらを合算して給付額を算定します（70歳未満の者は自己負担額が21,000円以上のものに限り合算）。

※自己負担限度額の区分は、組合員の標準報酬月額に基づいて決定されます。

① 70歳未満の高額療養費の自己負担限度額

適用区分		標準報酬月額	自己負担限度額	
			過去12か月以内の高額療養費受給が3回まで	4回目以降
上位所得者	ア	830,000円以上	$252,600 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$	140,100円
	イ	530,000円以上 830,000円未満	$167,400 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$	93,000円
一般所得者	ウ	280,000円以上 530,000円未満	$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$	44,400円
	エ	280,000円未満	57,600円	44,400円
低所得者	オ	市町村民税非課税者	35,400円	24,600円

※区分ア・イに該当する者は、市町村民税が非課税であっても「オ」には該当しません。

② 70歳以上75歳未満の自己負担限度額

70歳以上 75歳未満 の者	所得区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額	
		個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院を含む）
		過去12か月以内の高額療養費受給が3回まで	
		4回目以降	
	現役並みⅢ 830,000円以上	$252,600 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$	
	現役並みⅡ 530,000円以上 830,000円未満	$167,400 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$	
	現役並みⅠ 280,000円以上 530,000円未満	$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$	
	一般所得者 280,000円未満	18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円
	低所得者Ⅱ	24,600円	
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

(注意事項)

- 「現役並み」は、標準報酬月額28万円以上の70歳以上の組合員と、その70歳以上の被扶養者が対象となります。
- 「一般所得者」は、次の(a)・(b)のいずれかに該当する者です。ただし、組合員の市町村民税が非課税でないこと。
 - 標準報酬月額28万円未満の70歳以上の組合員と、その70歳以上の被扶養者。
 - 70歳未満の組合員の、70歳以上の被扶養者。
- 「低所得者Ⅱ」は組合員が市町村民税非課税者である場合です。「低所得者Ⅰ」は組合員とその被扶養者全員の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。ただし、標準報酬月額が現役並み所得に該当する場合は除く。
- 「世帯単位」の世帯とは、同じ医療保険に加入する者を指しますので、共済組合の組合員と被扶養者が該当します。

③ 限度額適用認定証の交付申請

医療費が高額になりそうなときは、事前に所属所を経て共済組合へ申請し、共済組合から交付された限度額適用認定証を組合員証等と併せて医療機関の窓口で提示することにより、1か月の窓口負担を自己負担限度額までにとどめることができます。

なお、適用区分（所得区分）によって、申請書が異なるのでご注意ください（【申請手続(1)・(2)】参照）。

マイナ保険証※を利用する場合

オンライン資格確認を導入している医療機関等においてマイナ保険証を利用する場合、共済組合への事前申請は不要です。マイナ保険証を利用することで、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

※マイナンバーカードの健康保険証利用のこと。



限度額適用認定証を使用しない場合

限度額適用認定証の交付申請は任意です。**当該認定証を使用しなかった場合、自己負担限度額を超える部分が後日共済組合から自動給付**されます。最終的な自己負担額は使用した場合も使用しなかった場合も同額になります。



療養を受ける者が70歳以上の場合

70歳以上で「限度額適用認定証」の交付対象となるのは、「高齢受給者証」（70歳到達月までに自動交付します）に記載されている【一部負担金の割合】が3割の方のみです。

（ただし、3割でも標準報酬月額が83万円以上の場合は除く。）

70歳以上の組合員及び70歳以上の被扶養者については、ほとんどの方が【一部負担金の割合】が2割となっており、この場合は「限度額適用認定証」の交付対象外となります。

これは、「高齢受給者証」があれば窓口負担を自己負担限度額（②の表の一般所得者）までにとどめることができますためです。



市町村民税が非課税（低所得者）の場合

市町村民税が非課税に該当する場合とは、療養を受ける月の属する年度（療養を受ける月が4月～7月の場合は前年度）分の市町村民税が非課税である場合をいいます。

①の表の区分オ、②の表の低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する組合員は【申請手続(2)】の書類を提出してください。



例えば、療養を受ける年の前年に育児休業等により無給だった組合員や、前年に学生で無収入だった組合員は市町村民税が非課税となる場合があります。

【申請手続(1)】

対 象 者	・適用区分が①の表の区分ア～エの者 ・②の表の現役並みⅡ又は現役並みⅠの者 ※②の現役並みⅢの方には限度額適用認定証は交付されません。「高齢受給者証」を医療機関で提示してください。
提 出 書 類	限度額適用認定申請書（様式第 3-10 号）
限度額適用認定証の発効日（使用可能となる日）は、申請書に記入された申請日の属する月の初日となります。申請する際は、医療費が高額になる月の末日までに提出してください。なお、既に認定証の交付を受けている方で、有効期限後も継続して認定証が必要となる場合は、前もって申請してもかまいません。	

【申請手続(2)】

対 象 者	・適用区分が①の表の区分オの者 ・②の表の低所得者Ⅱ又は低所得者Ⅰの者
提 出 書 類	・限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式第 3-24 号） ・市町村民税の非課税証明書、又は情報連携に係る同意書（様式第 3-60 号） ※個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携により地方税関係情報を共済組合が照会することに同意する場合は、非課税証明書の添付を省略することができます。
●療養を受ける月の属する年度（療養を受ける月が 4 月～7 月の場合は前年度）の非課税証明書を添付 （例 1）療養を受ける月が令和 6 年 7 月の場合 →令和 5 年度の非課税証明書を添付する（令和 5 年度の非課税証明書の内容は、令和 4 年中の所得が記載されている） （例 2）療養を受ける月が令和 6 年 8 月の場合 →令和 6 年度の非課税証明書を添付する（令和 6 年度の非課税証明書の内容は、令和 5 年中の所得が記載されている）	

④ 特定疾病療養受療証の交付申請

長期に渡って高額な医療費が必要となる特定疾病については、医療機関等での窓口支払いまでに組合員が共済組合へ申請して認定を受けると、「特定疾病療養受療証」が交付され、組合員証等と併せて医療機関等の窓口へ提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

なお、次の対象となる疾病のうち、C の該当者については、所属所を経由しないで直接共済組合へ申請することができます。

提 出 書 類	特定疾病療養認定申請書（様式第 3-11 号）
対象となる疾病	A. 人工腎臓（人工透析治療）を実施している慢性腎不全 B. 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害及び先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病） C. 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る）

【特定疾病に係る高額療養費の自己負担限度額】

対 象 者	自己負担限度額
70 歳未満の慢性腎不全の上位所得者 （標準報酬月額 53 万円以上）	20,000 円
上記以外の者	10,000 円

(8) 一部負担金払戻金・家族療養費附加金

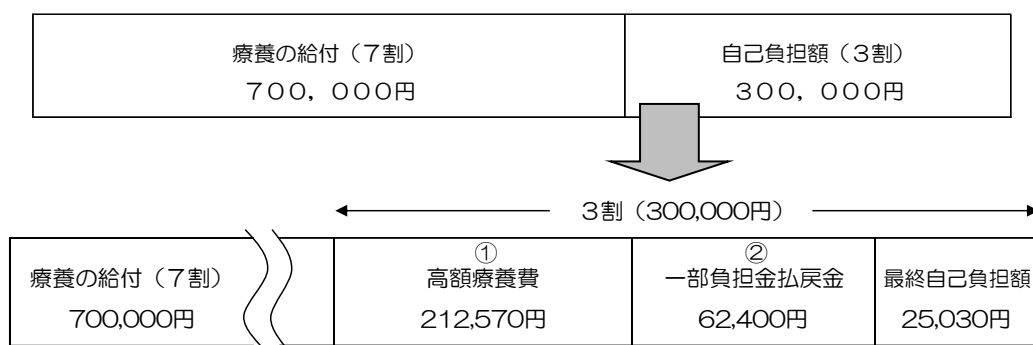
医療機関等の窓口負担額（高額療養費が給付される場合は給付した残りの金額）から、25,000 円（上位所得者は 50,000 円）を控除した額（100 円未満の端数は切捨て）を給付します。（自動給付）

組合員の医療費に対する給付を一部負担金払戻金、被扶養者の医療費に対する給付を家族療養費附加金といいます。

区 分	基礎控除額	
	合算高額療養費が支給される場合	
標準報酬月額 53 万円未満	25,000 円	50,000 円
上位所得者 (標準報酬月額 53 万円以上)	50,000 円	100,000 円

★高額療養費・一部負担金払戻金の給付例★

- ・組合員：共済太郎さん（40 歳）
- ・標準報酬月額：41 万円（一般所得者・ウ）
- ・入院にかかる医療費（保険適用分）が 100 万円だった場合



【給付額の計算方法】

・療養の給付（共済負担）	$1,000,000 \text{ 円} \times 0.7 = 700,000 \text{ 円}$
・一部負担金額（自己負担額）	$1,000,000 \text{ 円} \times 0.3 = 300,000 \text{ 円}$
・高額療養費自己負担限度額	$80,100 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01 = 87,430$
① 高額療養費（自動給付）	$300,000 \text{ 円} - 87,430 = 212,570 \text{ 円}$
② 一部負担金払戻金（自動給付）	$87,430 \text{ 円} - 25,000 \text{ 円} = 62,400 \text{ 円}$ （100 円未満切捨て）
(基礎控除額)	
共済組合からの給付	
700,000 円 (療養の給付)	212,570 円 (高額療養費)
62,400 円 (一部負担金払戻金)	
= 974,970 円	

(9) 高額介護合算療養費

組合員又は被扶養者が医療保険（共済組合）と介護保険の両方のサービスを利用し、それぞれの自己負担額の合計が一定の額を超えた場合、高額介護合算療養費を支給します。

なお、医療保険ごとに自己負担額を合算しますので、異なる医療保険に加入している方とは合算できません。また、医療保険・介護保険のいずれかが 0 円となる場合は支給されません。

高額介護合算療養費は、組合員からの請求が必要です。該当する場合は事前に共済組合へお問い合わせください。

① 年間の自己負担限度額（介護合算算定基準額）

毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日（基準日）までの自己負担額の年間合計額が、次表の自己負担額を超えた場合に支給されます。（ただし、その額が 500 円を上回る場合に限る。）

なお、共済組合から高額療養費や附加給付等の給付を受けている場合は、当該給付を除いた額となります。

【高額介護合算療養費の自己負担限度額】

所得区分（※1） （標準報酬月額）		自己負担限度額	
		医療保険＋介護保険 （70 歳以上 75 歳未満）	医療保険＋介護保険 （70 歳未満）
830,000 円以上		2,120,000 円	2,120,000 円
530,000 円以上 830,000 円未満		1,410,000 円	1,410,000 円
280,000 円以上 530,000 円未満		670,000 円	670,000 円
一般 280,000 円未満		560,000 円	600,000 円
市町村民税非課税	低所得者Ⅱ（※2）	310,000 円	340,000 円
	低所得者Ⅰ（※3）	190,000 円	

※1 組合員が上位所得者（70 歳未満：標準報酬月額 53 万円以上）又は現役並み所得者（70 歳以上：標準報酬月額 28 万円以上）に該当する場合、市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での自己負担限度額の適用となります。

※2 組合員が市町村民税非課税者等である場合。

※3 組合員とその被扶養者全員の所得が一定の基準に満たない場合。

② 請求手続き

まず、組合員が介護保険者（市町村）の窓口へ申請手続きをし、介護保険の自己負担額証明書の交付を受け、これを共済組合の必要書類に添付して申請する必要があります。

必要様式は福祉事務の手引及び支部ホームページには掲載していませんので、事前に共済組合へお問い合わせください。

(10) 届出が必要な公費負担医療制度

「公費負担医療」とは、国や地方公共団体が医療費の助成を行うものです。共済組合では、組合員及び被扶養者が公費負担医療制度を受けることになったときは、給付の重複支給を避けるため、附加給付等の給付制限を行っています。

公費負担医療制度のうち、下の表の①・②の助成制度については、共済組合で適用状況を把握することができないため、組合員又は被扶養者が①又は②の医療費助成を受けることとなった場合、又は医療費助成を受けていた方が助成の対象外となった場合は、共済組合へ届出てください。

届出が必要な 公費負担医療制度	①重度心身障害児・者医療 …「障害者医療費受給者証」を交付されている方 ②ひとり親家庭医療 …「ひとり親家庭医療費受給者証」を交付されている方
提出書類	【助成を受ける場合】 ・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第 3-26 号） ・受給者証の写し 【助成を受けなくなった場合】 ・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第 3-26 号） ・却下通知書の写し等

（注意）届出がない場合や届出が遅れた場合で、誤った給付が発生した場合は、当該給付金を返還していただくこととなります。

交通事故などにあったとき

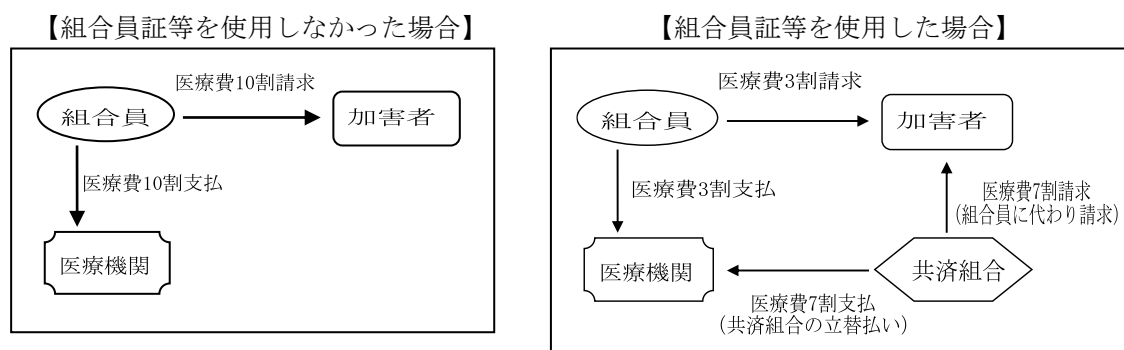
(1) 共済組合への連絡

交通事故など第三者（他人）の行為によって組合員又は被扶養者が負傷し、組合員証又は被扶養者証を使用して診療を受けた場合は、公立学校共済組合へ届け出ることとされています。

事故後、速やかに共済組合へ連絡をしてください。

(2) 組合員証等を使用したときの医療費の取扱い

組合員証等を使用して医療機関で診療を受けた場合は、治療費の3割を患者が負担し、7割を共済組合が負担します。しかし、負傷の原因が交通事故など第三者（他人）の行為によるものである場合は、治療費等は加害者が負担すべきものですので、共済組合は後日加害者（又は加害者が加入する自賠責保険・任意保険等）へ共済組合が負担した医療費相当額を請求します。



(3) 共済組合への届出書類

組合員証等を使用した場合は、次の書類を公立学校共済組合高知支部へ提出してください。

【提出書類】

- ア) 損害賠償申告書（様式第 3-31 号）
- イ) 事故発生状況報告書（様式第 3-32 号）
- ウ) 自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書」
- エ) 療養の状況報告書（様式第 3-33 号）
- オ) 同意書（様式第 3-34 号）
- カ) 念書（様式第 3-35 号）
- キ) 誓約書（様式第 3-36 号）
- ク) 示談及び治癒報告書（様式第 3-37 号）

交通事故等にあつたときの留意事項

- ①警察に連絡する・・・小さな事故でも警察へ届けてください
- ②加害者を確認する・・・相手の住所、氏名等確かめてください
- ③医師の診察を受ける・・・軽いケガでも医師の診断を受けてください
- ④共済組合へ連絡する・・・事故後速やかに連絡してください
- ⑤示談をみだりに急がない・・・不用意に治療費の請求権を放棄する内容の示談、和解等をする
と、共済組合は加害者に対して請求することができなくなります。その場で安易に示談をしないでください。

子供が生まれたとき

(1) 出産費・出産費附加金 及び 家族出産費・家族出産費附加金

組合員または組合員の被扶養者が出産したときに支給されます(妊娠 4 ヶ月(85 日)以上の死産・流産または母胎保護法による人工妊娠中絶の場合を含む)。

※ 2 児以上出産したときは出産児の数に応じて支給されます。

※ 1 年以上組合員(任意継続組合員を含む。)であった者が、資格喪失後 6 ヶ月以内に出産した場合は、出産費が支給されます(附加給付はありません)。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合員、健康保険の被保険者の資格を取得したときは支給されません。

① 支給額

令和 5 年 4 月 1 日以降の出産について

・出産費・家族出産費…500,000 円(産科医療補償制度対象外分娩の場合は 488,000 円)

※産科医療補償制度対象分娩とは、制度に加入する医療機関等の医学的管理下において、在胎週数 28 週に達した日後の出産をいいます。

・出産費附加金・家族出産費附加金…50,000 円

② 請求手続

以下 **A**～**C** のいずれかの請求手続書類を、所属所長を通じてご提出ください。

A 直接支払制度を利用する場合の請求手続

組合員が医療機関等との間で出産費・家族出産費の給付申請及び受取に係る代理契約を締結することにより、共済組合が医療機関等に出産費・家族出産費の額を限度として出産費・家族出産費を直接支払う制度です。

※出産に要した費用が出産費・家族出産費の支給額より少ない場合は差額を支給します。

※内払金支払依頼書の提出をもって出産費・家族出産費附加金を支給します。

【提出書類】※下記イ及びウの見本は次のページにあります。

ア 出産費・家族出産費内払金支払依頼書(様式第 3-3 号)

イ 医療機関等から交付される出産費用の内訳を記した明細書の写し

ウ 医療機関等から交付される代理契約に関する文書(合意文書)の写し

B 直接支払制度又は受取代理制度を利用しない場合の請求手続

組合員が医療機関等に請求された分娩費をすべて支払い、あとから共済組合に出産費・家族出産費の請求をする制度です。

【提出書類】※下記エの見本は次のページにあります。

ア 出産費・家族出産費附加金請求書(様式第 3-2 号)

イ 医師または助産師の証明書(様式第 3-2 号の証明欄に証明がある場合は不要)

ウ 医療機関等から交付される出産費用の領収証の写し

エ 医療機関等から交付される代理契約に関する文書(合意文書)の写し

(上記ウに直接支払制度を利用しない旨の記載がある場合は不要)

オ 産科医療補償制度の適用を受けている場合はそのことが確認できる書類

(上記ウに産科医療補償制度「対象」の記載がある場合は不要)

C 受取代理制度を利用する場合の請求手続

厚生労働省に届け出た受取代理制度医療機関において、出産前に組合員が医療機関等を出産費又は家族出産費の受取代理制度の利用を申請することにより、出産費同附加金・家族出産費同附加金の額を、出産にかかった費用を限度として共済組合から医療機関等に直接支払うことのできる制度です。（現在、高知県内の受取代理制度利用可能医療機関は菊池産婦人科のみです。）

出産費等の受取代理制度利用の場合は、手続書類を送付しますので、出産予定日の2ヶ月前以降に、「受取代理制度」を利用する旨を支部担当者にご連絡ください。

医療機関等から交付される出産費用の内訳を記した明細書の例

※医療機関等の所定の様式となるため、医療機関により表題や様式が異なります。

出産育児一時金明細書		発行日 令和○年○月○日		医療法人 ○○病院	
患者番号	氏名	入院期間		入院日数	
123456	高知花子	令和○年○月○日～令和○年○月○日		○日	
出産年月日		出産児数	直接支払制度利用	産科医療補償制度	
令和○年○月○日		1	あり	対象	
入院料	室料差額	分娩介助料	分娩料	新生児管理保育料	
検査・薬材料	処置・手当料	産科医療補償制度掛金	その他	一部負担金	
		12,000			
妊婦合計負担額		代理受取額		総請求額	
○○○,○○○		○○○,○○○		○○○,○○○	



**産科医療補償
制度加入機関**
（産科医療補償制度の対象分娩です。）
※分娩後、出産育児一時金の申請の際は、
この領収書の写しが必要となります。

医療機関等から交付される代理契約に関する文書（合意文書）の例

※医療機関等の所定の様式となるため、医療機関により表題や様式が異なります。

直接支払制度の活用に関する合意文書	
当院では「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことができます。 ～(中略)～ 以上の説明を受け、公立学校共済組合高知支部から支給される一時金について、直接支払制度を利用することに合意いたします。	
被保険者本人又は世帯主 ○○ ○○ 医療機関名 ○○病院	被保険者名 ○○ ○○ (出産予定日 ○年○月○日)

(2) 保育用品配付

出産費又は家族出産費が支給される組合員に対して、本人の請求に基づき共済組合の保健福祉事業として保育用品セットの中から組合員が選択した1つを配付します。

保育用品セットはパンフレット『保健事業のご案内(人間ドックを除く)』又は共済組合ホームページをご覧ください。

① 請求手続

「保育用品請求書」に必要事項を記入のうえ、提出して下さい。

※出産費又は家族出産費請求と同時に請求を行う場合は、下記添付書類は不要です。

(出生証明書の写し、戸籍謄本又は戸籍抄本の写し、母子手帳の写し、住民票の写しのいずれか)

※請求から1～2ヶ月程度で請求書に記載いただいた送付先へ配達されます。

② 請求期間

毎年4月11日から翌年3月19日

※3月20日から4月10日までの期間は、配付用品のセット内容の更新時期になるため、請求はご遠慮ください。

③ 利用上の注意事項

ア 出産費及び家族出産費が支給される組合員(任意継続組合員を除く。)が対象です。

イ 「配付用品一覧表」(パンフレット『保健事業のご案内(人間ドックを除く)』又は共済組合ホームページに掲載)のAからEまでの保育用品セットの中から選択した1つを配付します。

ウ 配付用品の内容は毎年変更となりますので、前年度以前の「保育用品請求書」様式は使用しないでください。

エ 保育用品のイメージ画像については、共済組合ホームページで確認できます。

休業したとき

(1) 傷病手当金・傷病手当金附加金

組合員(任意継続組合員を除く。)が公務によらない病気や負傷の療養のために引き続き勤務することができないときに勤務をすることができなくなった日以後3日を経過した日(4日目)から傷病手当金が支給されます。

なお、1年以上組合員であった者が、退職時に傷病手当金を受給しているまたは受給していない場合でも退職時点で支給要件(公務によらない病気や負傷の療養のために引き続き勤務することができないときに勤務をすることができなくなった日以後3日を経過した日(4日目))を満たしている場合は、法定給付期間に限り引き続き支給されます。ただし、他の組合の組合員等となったときは給付されません。

① 支給額

【傷病手当金給付日額の算定方法】

傷病手当金の給付日額は次により算定します。ただし、勤務することができない期間に報酬(給与、手当等)や年金などが支給される場合には、給付の全部または一部が調整(減額)されます。

☐ ア 公立学校共済組合の組合員期間が12ヶ月以上の者の算定方法

$$\begin{aligned} & \text{「支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額」} \times 1/22 \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{平均標準報酬日額(10円未満四捨五入)} \\ & \text{平均標準報酬日額} \times 2/3 = \text{傷病手当金給付日額(円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

☐ イ 公立学校共済組合の組合員期間が12ヶ月未満の者の算定方法

(発生例):他の共済組合からの転入者で公立学校共済組合員高知支部の資格を取得してから12ヶ月経過する前に傷病手当金の支給対象となる場合
対象者がいる場合は速やかにご連絡ください。

【次の☐ A又は☐ Bのいずれか少ない額】

$$\begin{aligned} & \text{A「傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額」} \times 1/22 \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{平均標準報酬日額(10円未満四捨五入)} \\ & \text{平均標準報酬日額} \times 2/3 = \text{傷病手当金給付日額(円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{B「傷病手当金支給開始日の属する年度の前年度9月30日における平均標準報酬月額(※)」} \times 1/22 \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{平均標準報酬日額(10円未満四捨五入)} \\ & \text{平均標準報酬日額} \times 2/3 = \text{傷病手当金給付日額(円未満四捨五入)} \\ & \qquad \qquad \qquad (\text{※}) \text{年度により異なりますので、当共済組合へお問い合わせください。} \end{aligned}$$

② 支給額の調整

ア 給与等(報酬)との調整

傷病手当金給付日額と、病気休暇又は病気休職(以下、「有給休職等」という。)期間中に支払われた報酬日額を比較して、傷病手当金給付日額が高い場合は、傷病手当金給付日額から報酬日額を減額した額に支給対象日数を乗じて得た額を支給します。

有給休職等の期間中の報酬日額については、次表の区分及び報酬の種類に応じ、それぞれ同表に定める方法により算定した額の合計額(円未満切捨て)となります。日額で支給され勤務しない日について減額して支給されるものであるか、月額で支給されるものかを判断し、それぞれ算定します。

区分	報酬の種類	算定方法
日々の勤務に対して支給されるもの(日額で支給されるもので、勤務しない日について減額して支給されるもの)	給料月額 教職調整額 給料の調整額	報酬 × $\frac{1}{\text{勤務を要する日数}}$ (月の土日を除いた日数)
日々の勤務とは関係なく支給されるもの (月額で支給されるもの) (一定の期間を対象として支払われるもの)	管理職手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 へき地手当 等	報酬(月額) × 1/22

※傷病手当金の支給期間に報酬が支払われた場合であっても、傷病手当金の算定の基礎とする日以外の日の勤務実績に基づく報酬については、傷病手当金との調整を行いません。

【調整対象とならない報酬の例】超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当 等

イ 年金との調整

傷病手当金は、同一の傷病による障害厚生(共済)年金、障害基礎年金及び老齢厚生年金の支給を受けることができるときは支給されません。

ただし、傷病手当金給付日額と、受給している年金等の日額※を比較して、傷病手当金給付日額が高い場合は、傷病手当金給付日額から年金等の日額を減額した額に支給対象日数を乗じて得た額を支給します。

※年金等の日額＝年金額(実際に支給される年金に限る) × 1/264(円未満切捨て)

(注意)年金決定が遡って行われた場合で、年金受給権発生日以後において傷病手当金・附加金
が給付されていた場合、給付済みの傷病手当金・附加金を返還していただきます。

ウ 障害一時金または障害手当金との調整

同一傷病による傷病手当金は障害一時金または障害手当金の支給を受けることができるときは、当該障害一時金または障害手当金の支給を受けることとなった日から、その日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該障害一時金または障害手当金の額に達するに至る日までの間、支給されません。

③ 支給期間

ア 傷病手当金 1年6ヶ月(ただし、結核性の病気については3年)

イ 傷病手当金附加金 6ヶ月

※傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から、なお療養のため引き続き勤務することができないときに支給します。

※支給額、支給対象日及び請求手続は傷病手当金に準じます。

【報酬との調整について】

傷病手当金支給期間中に復職し、その後再び病気等のために勤務することができなくなった場合、復職前後の休職等が「同一の傷病」※によるものと判断されると、前後の支給期間を通算します。過去に傷病手当金の受給履歴のある組合員が休職するときは、傷病手当金の支給期間についてご注意ください。不明な場合は支部担当者までお問い合わせください。

また、報酬との調整により有給休職等の期間に傷病手当金の支給が開始されると、その後の勤務することができない期間に報酬等との調整により傷病手当金が支給されない期間についても支給期間に算入されます。

※「同一の傷病」とは、一回の病気又は負傷であって、治癒するまでをいいます。傷病名が異なっても相互に因果関係があれば「同一の傷病」となり、同時に発生した傷病であっても相互に因果関係がなければ「同一の傷病」にはなりません。

	有給休職等	病気休職無給(2年)
有給休職等の期間中に傷病手当金の支給が開始されない場合	報酬日額$\geq$給付日額 支給なし 有給休職等の期間中は支給される報酬日額が傷病手当金の給付日額より高いため支給されず、無給休職開始時から傷病手当金を支給します。	給料日額(無給)$<$給付日額 無給になった日から傷病手当金の支給を開始 傷病手当金(1年6ヶ月) 附加金(6ヶ月)
有給休職等の期間中に傷病手当金の支給が開始される場合	報酬日額$<$給付日額 給付日額が報酬日額を上回ったときから調整(減額)されて支給開始 傷病手当金(1年6ヶ月) 有給休職等の期間中であっても、傷病手当金が調整(減額)されて支給される(給付日額が報酬日額を上回る分のみ)ことがあり、無給休職期間に支給期間が終了することがあります。	報酬日額(無給)$<$給付日額 無給になった日からは満額の傷病手当金の支給を開始 附加金(6ヶ月) 支給なし

④ 支給対象日

土曜日及び日曜日を除き支給されます。

土曜日及び日曜日以外の日が週休日と定められている場合は、その日を除き支給されます。

⑤ 請求手続

傷病手当金・附加金の請求は、月単位で行ってください。

勤務できなかった期間の翌月に請求権が発生するため、支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

※退職後の請求は、直接共済組合へ提出してください。

※複数月分の請求を、1枚の請求書で手続することも可能です。(医師の証明等は複数月にわたる期間について記載が必要です。)

【提出書類】

ア 傷病手当金・附加金請求書(様式第 3-12 号)

イ 出勤簿の写し

※初回請求時:勤務することができなくなった日以降の出勤簿

※2回目請求以降:請求月の出勤簿の写し

ウ 報酬支払額証明書(様式第 3-28 号)

※初回請求時:勤務することができなくなった日以降の報酬支払額証明書

※報酬の一部が支払われている期間を請求する場合は請求毎に提出が必要です。(請求期間の月の全日数について報酬が支払われていない場合は省略可)

エ 障害や老齢の年金又は障害手当金を受給している場合は、年額が確認できる書類の写し

※既に年金等を受給している場合は、初回請求時に提出してください。

※傷病手当金受給中に年金が決定した場合は、決定後に初めて請求するとき提出してください。

(2) 出産手当金

組合員(任意継続組合員を除く。)が出産のため休職したときに、出産手当金が支給されます。

ただし、出産のため休職した期間に報酬が支給される場合には、給付の全部または一部が調整され、支給されません。

なお、1年以上組合員であった者が、退職時に出産手当金を受給している(支給要件を満たしている場合を含む。)場合は、支給期間の残りの日数について支給されます。

※退職後、支給対象期間において他の組合の組合員等(他の法律に基づく共済組合で、これらの給付に相当する給付を行うものの組合員、その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。)の資格を取得したときは当該資格を取得した後の期間については給付されません。

① 支給額及び報酬との調整方法

傷病手当金の算定方法と同様

② 支給期間

出産の日(出産の日が予定日後であるときは出産予定日)以前 42 日(多胎妊婦の場合は 98 日)から出産の日後 56 日までの期間です。

③ 支給対象日

土曜日及び日曜日を除き支給されます。土曜日及び日曜日以外の日が週休日と定められている場合は、その日を除き支給されます。

④ 請求手続

出産手当金の請求は、月単位で行ってください。

勤務できなかった期間の翌月に請求権が発生するため、支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

※退職後の請求の場合は、直接共済組合へ提出ください。

※すべての請求対象期間について、1枚の請求書で手続することもできます。

【提出書類】

ア 出産手当金請求書(様式第 3-17 号)

イ 出勤簿の写し

※初回請求時:勤務することができなくなった日以降の出勤簿

※2 回目以降請求時:請求月の出勤簿の写し

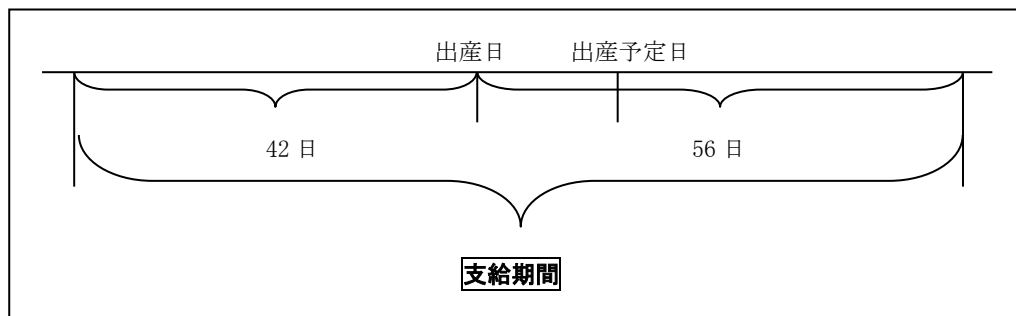
ウ 報酬支払額証明書(様式第 3-28 号)

※初回請求時:勤務することができなくなった日以降の報酬支払額証明書

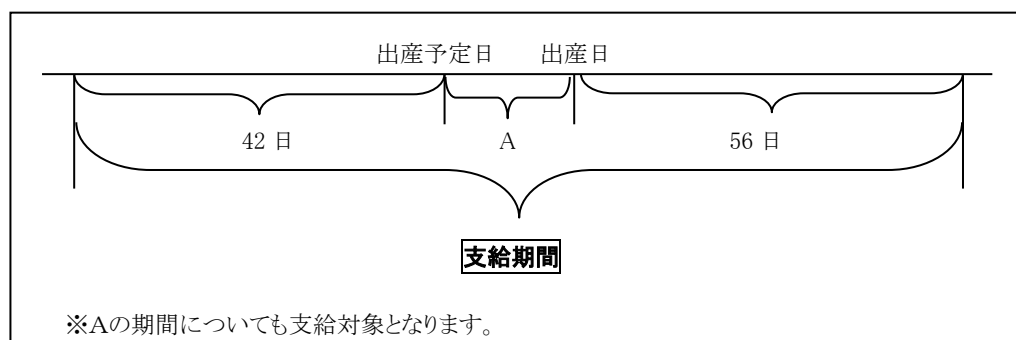
※請求期間の月の全日数について報酬が支払われていない場合は省略可

⑤ 出産手当金が支給される例・されない例

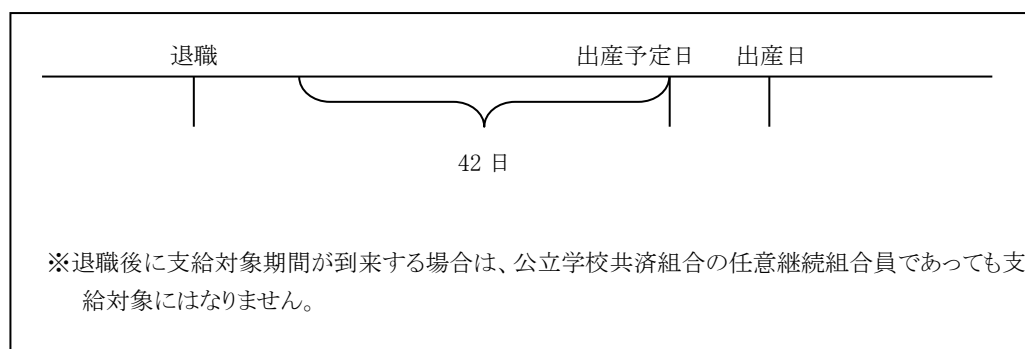
《 出産日が出産予定日より前 で支給対象となる場合 》



《 出産日が出産予定日より後 で支給対象となる場合 》



《 支給対象とならない場合 》



(3)休業手当金

組合員(任意継続組合員を除く。)が次の事由により欠勤した場合に所定の期間について支給します。

支 給 要 件	支給期間	根拠規定 法 70 条
1.被扶養者の病気又は負傷	欠勤日数	1 号
2.組合員の配偶者の出産	14 日以内	2 号
3.組合員の公務によらない不慮の災害又はその被扶養者に係る不慮の災害	5 日以内	3 号
4.組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭	7 日以内	4 号
5.組合員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一等親の親族(子の配偶者を除く。)で被扶養者でないものの病気又は負傷	引き続き 14 日以内	5 号
6.組合員が出席する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 45 条又は第 52 条の 2 の規定による通信教育の面接授業		

① 支給額

休業手当金の給付日額は次により算定します。

標準報酬月額×1/22＝標準報酬日額(10 円未満四捨五入)

標準報酬日額×50/100＝休業手当金給付日額(円未満四捨五入)

※欠勤した期間に報酬が支給される場合には、給付の全部または一部が調整され、支給されません。

② 報酬との調整

休業手当金の支給対象となる期間は、報酬の支給はありませんが、日々の勤務とは関係なく支給される手当(通勤手当等)が支給される場合があるため、休業手当金と報酬との調整を行います。※傷病手当金と同様の方法により、支給された報酬との調整を行うこととなります。

③ 支給対象日

土曜日及び日曜日を除き支給されます。土曜日及び日曜日以外の日が週休日と定められている場合は、その日を除き支給されます。

なお、傷病手当金または出産手当金が支給されている期間は給付されません。

④ 請求手続

休業手当金の請求は、月単位で行ってください。

勤務できなかった期間の翌月に請求権が発生するため、支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

※複数月分の請求を、1枚の請求書で手続することも可能です。

【提出書類】

ア 休業手当金請求書(様式第 3-16 号)

イ 出勤簿の写し

ウ 報酬支払額証明書(様式第 3-28 号)

※請求期間の月の全日数について報酬が支払われていない場合は省略可

(4) 介護休業手当金

組合員（任意継続組合員を除く。）が法定上の要介護者についての介護休業により、給料の全部又は一部が支給されないとき、介護休業手当金が支給されます。

① 支給要件

介護を必要とする一つの継続する状態について初めて介護休業の承認を受けるとき。

【要介護者の範囲】

ア 育児介護休業法第 61 条第 6 項において準用する同条第 3 項に規定する者

・配偶者 ・父母 ・子 ・孫 ・兄弟姉妹 ・配偶者の父母 ・祖父母

イ 主務省令（施行規程第 115 条の 3 第 1 項）で定める者（組合員と同居が条件）

・父母の配偶者 ・配偶者の父母の配偶者 ・子の配偶者 ・配偶者の子

② 支給額

介護休業手当金の給付日額は次のように算定します。

標準報酬月額 $\times 1/22 =$ 標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

標準報酬日額 $\times 40/100$ （※1） $=$ 介護休業手当金給付日額（円未満切り捨て）（※2）

※1 平成 28 年 8 月 1 日以降に支給が開始された場合に限り、当分の間支給率が「67/100」となります。

※2 給付日額については上限相当額が定められています。

③ 報酬との調整

介護休業手当金の給付日額から介護休暇の期間中に支給された報酬を減額した額に、支給対象日数を乗じて得た額を支給します。

介護休暇期間中の報酬日額については、次表の区分及び報酬の種類に応じてそれぞれ同表に定める方法により算定した額の合計額（円未満切り捨て）となります。日額で支給され勤務しない日について減額して支給されるものであるか、月額で支給されるものかを判断し、それぞれ算定します。

介護休暇により出勤しなかった期間の給与額等については、勤務時間 1 時間当たりの給与額から当該勤務しなかった期間の時間数を乗じて得た額を減額して支給することとされています。

区分	報酬の種類	算定方法
日々の勤務に対して支給されるもの (日額で支給されるもので、 <u>勤務しない日について減額して支給されるもの</u>)	給料月額 給料の調整額	$\frac{\text{報酬(月額)} \times 1 \text{ 日}}{\text{介護休暇を取得した月の要勤務日数}}$ $\frac{\text{報酬(月額)} \times 12 \text{ 月}}{(7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \times 5 \text{ 日}) \times 52 \text{ 週} - 19(\text{※}) \text{ 日} \times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}}$ ※当該年度の土曜日と重ならない祝日等の日数(令和3年度は19日) (注)算定の結果、マイナスとなった場合は0円
日々の勤務とは関係なく支給されるもの(月額で支給されるもの)	教職調整額 扶養手当 住居手当 単身赴任手当 へき地手当 等	$\text{報酬(月額)} \times 1 / 22$

※介護休業手当金の支給期間に報酬が支払われた場合であっても、介護休業手当金の算定の基礎とする日以外の日の勤務実績に基づく報酬等については、介護休業手当金との調整を行わないこととされています。

調整対象とならない報酬の例・・・ 超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当 等

※一定の期間を対象として支給される報酬であっても、実際に支給を受ける報酬の額が介護休業手当金の算定の基礎とする日以外の日を含めて算定されている場合は、介護休業手当金等との調整は行わないこととされています。

調整対象とならない報酬の例・・・通勤手当 等

④支給期間

要介護者の各々が介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、介護休業の開始の日から起算して66日を越えない範囲で支給されます。

⑤支給対象日

週休日を除き支給されます。

なお、給料の減額対象とならない祝日等は、支給される報酬の日額が介護休業手当金の給付日額を超えているため支給されません。

また、半日又は時間単位の介護休暇についても支給されません。

⑥請求手続

介護手当金の請求は、月単位で行ってください。

勤務できなかった期間の翌月に請求権が発生するため、支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

※複数月分の請求を、1枚の請求書で手続することも可能です。

【提出書類】

ア 介護休業手当金(変更)請求書(様式第3-18号)

イ 請求期間の出勤簿の写し

ウ 報酬支払額証明書(様式第3-28号) ※請求毎に必ず提出してください。

(1)前提

- | 給与種目 | 休職前の金額 | 給与種目 | 休職前の金額 |
|--------|-----------|---------------|-----------|
| 給料月額 | 341,000 円 | 住居手当 | 19,500 円 |
| 給料の調整額 | 0 円 | 義務教育等教員特別手当 | 5,100 円 |
| 教職調整額 | 13,640 円 | 通勤手当(調整対象外) | 22,000 円 |
| 扶養手当 | 6,500 円 | 特殊勤務手当(調整対象外) | 18,000 円 |
| | | 合 計 | 425,740 円 |

(標準報酬月額)	(標準報酬日額)
440,000 円×1/22=20,000 円 (10 円未満四捨五入) ⇒	20,000 円
(標準報酬日額)	(介護休業手当金給付日額)
20,000 円×67/100=13,400 円 (円未満切捨て) ⇒	13,400 円

$$\begin{aligned}
 & \text{F} \quad \text{D (0 円未満の場合は 0 円)} \\
 & \quad \text{A (給料月額 341,000 円 + 給料の調整額 0 円)} \times 1 \text{ 日} \div \text{要勤務日数 23 日} \quad \text{—} \\
 & \quad \text{C} \quad \frac{\text{B (給料月額 341,000 円 + 給料の調整額 0 円)} \times 12 \text{ 月}}{(7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \times 5 \text{ 日}) \times 52 \text{ 週} - 19(\text{※}) \text{ 日} \times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}} \quad (\text{円未満四捨五入}) \quad \times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \\
 & + \quad \text{E (教職調整額 13,640 円 + 扶養手当 6,500 円 + 住居手当 19,500 円 + 教員特別手当 5,100 円)} \times 1 \div 22 \\
 & \quad \quad \quad (\text{円未満切り捨て})
 \end{aligned}$$

A $(341,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円}) \times 1 / 23 = 14,826.08 \text{ 円}$

B $((341,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月}) \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} - 19 \text{ 日} \times 7.75 \text{ 時間}) = 4,092,000 \text{ 円} \div 1,867.75 \text{ 時間}$
 $= 2,190.87 \text{ 円} / \text{時間} (\text{円未満四捨五入}) \Rightarrow 2,190 \text{ 円} / \text{時間}$

C $2,190 \text{ 円} / \text{時間} (\text{B}) \times 7.75 \text{ 時間} = 16,972.5 \text{ 円}$

D $14,826.08 \text{ 円} (\text{A}) - 16,972.5 \text{ 円} (\text{C}) = -2,146.42 \text{ 円} (0 \text{ 円未満の場合は } 0 \text{ 円}) \Rightarrow 0 \text{ 円}$

E $(13,640 \text{ 円} + 6,500 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} + 5,100 \text{ 円}) \times 1 / 22 = 2,033.64 \text{ 円}$

F $0 \text{ 円} (\text{D}) + 2,033.64 \text{ 円} (\text{E}) = 2,033.64 \text{ 円} (\text{円未満切捨て}) \Rightarrow \mathbf{2,033 \text{ 円}}$ (介護休暇中の報酬日額)

$$\begin{array}{lcl} \text{(介護休業手当金給付日額)} & \text{(介護休暇期間中の報酬日額)} & \text{(調整後の介護休業手当金給付日額)} \\ 13,400 \text{ 円} & - & 2,033 \text{ 円} & = & 11,367 \text{ 円} \\ \\ \text{(調整後の介護休業手当金給付日額)} & \text{(支給対象日数)} & \text{(介護休業手当金決定額)} \\ 11,367 \text{ 円} & \times & 21 \text{ 日} & = & 238,707 \text{ 円} \end{array}$$

(5) 育児休業手当金

組合員(任意継続組合員を除く。)が地方公務員の育児休業等に関する法律等により育児休業(部分休業を除く。)を取得した場合に育児休業手当金が支給されます。

ただし、雇用保険法の規定による育児休業給付を受けることができる組合員は共済組合からの給付はありません。

①支給期間

育児休業を開始した日から、育児休業に係る子が**1歳に達する日(=1歳の誕生日の前日)**(育児休業に係る子が1歳に達する日前に育児休業が終了した場合は、育児休業が終了した日)までの期間です。ただし、次の $\boxed{\text{ア}}$ 若しくは $\boxed{\text{イ}}$ に該当する場合、1歳に達した日後についてもそれぞれ定められた期間まで支給されます。

$\boxed{\text{ア}}$ 育児休業に係る子について、当該組合員の配偶者がその子の1歳に達する日以前のいずれかの日において法第70条の2第2項に規定する育児休業をした場合、当該育児休業に係る子が1歳2か月に達する日(=1歳2ヶ月の誕生日の前日)まで支給されます。ただし、当該期間(その子の出生の日及び産後の休業期間を含む)が1年を超えるとときの支給期間は1年間です。これを、一般に「パパ・ママ育休プラスに係る育児休業手当金」といいます。

$\boxed{\text{イ}}$ 育児休業に係る子が1歳に達した日後の期間について、**総務省令で定める期間延長事由(下記 a～e)に該当**する場合、育児休業に係る子が最長1歳6か月に達する日(=1歳6ヶ月の誕生日の前日)まで支給されます。また、1歳6ヶ月に達する日後の期間についても、引き続き、**総務省令(下記 a～e)で定める場合に該当**しているときは、その子が2歳に達する日(=2歳の誕生日の前日)まで支給されます。

※⑤延長請求時の留意点を併せてご確認ください。

a 保育所(認定こども園および家庭的保育事業等を含む。)における保育を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間において、当面その実施が行われないとき。

【想定される事例】

保育所の定員枠を超えている場合、子が傷病中あるいは障害児である場合、入所時期が特定時期に設定されている場合、付近に保育所がない場合、希望する保育所への入所ができない場合、保育の実施期間が希望する実施期間と合わない場合、当初から1歳を超える期間について育児休業を取得しているため保育園等に入所できる基準に該当しないとされた場合 等

b 養育を予定していた配偶者が死亡したとき。

c 養育を予定していた配偶者が負傷、疾病等により養育が困難な状態になったとき。

d 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等により同居しなくなったとき。

e 養育を予定していた配偶者が6週間(多胎妊娠にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

②支給額

育児休業手当金の給付日額は次のように算定します。

※給付日額については上限相当額が定められています。

●育児休業開始～180 日目まで

標準報酬月額 $\times 1/22$ ＝標準報酬日額(10 円未満四捨五入)

標準報酬日額 $\times 67/100$ ＝育児休業手当金給付日額(円未満切り捨て)

●181 日目～子が1歳(支給期間延長の場合:1 歳 6 ヶ月又は2 歳)に達するまで

標準報酬月額 $\times 1/22$ ＝標準報酬日額(10 円未満四捨五入)

標準報酬日額 $\times 50/100$ ＝育児休業手当金給付日額(円未満切り捨て)

③支給対象日

土曜日及び日曜日を除き支給されます。土曜日及び日曜日以外の日が週休日と定められている場合は、土曜日及び日曜日を週休日とみなして支給されます。

④請求手続

●初回請求時

育児休業開始月の翌月に、所属所長を通じて以下の書類を提出してください

- ・育児休業手当金(変更)請求書(様式第 3-13 号)
- ・育児休業に関する証明書(様式第 3-15 号)

●2 回目以降請求時

- ・育児休業に関する証明書(様式第 3-15 号)

●当初提出した請求書の育児休業手当金請求期間及び育児休業期間に変更(延長又は短縮)が生じた場合

- ・育児休業手当金(変更)請求書(様式第 3-13 号)
- ・育児休業に関する証明書(様式第 3-15 号)

●支給期間延長の際の手続(①-☐「パパ・ママ育休プラス」の対象者)

- ・育児休業手当金(変更)請求書(様式第 3-13 号)
- ・育児休業に関する証明書(様式第 3-15 号)
- ・世帯全員について記載された住民票の写し等

※組合員の配偶者であることが確認できる書類

- ・配偶者の人事異動通知書(辞令書)の写し等

※配偶者が当該子にかかる育児休業を取得していることが確認できる書類

●支給期間延長の際の請求手続(①-④の対象者)

※⑤延長請求時の留意点を併せてご確認ください。

【1歳に達する日後から1歳6ヶ月に達する日までの期間の延長請求】

ア 育児休業手当金(変更)請求書(様式第3-13号)

※延長事由を明記のうえ提出してください。

※請求期間は最大1歳6ヶ月に達する日まで

イ 育児休業に関する証明書(様式第3-15号)

ウ 延長事由が確認できる書類(保育所入所不承諾通知書等)

※保育所入所不承諾通知書等が交付されない場合は当共済組合まで連絡をしてください。

【1歳6ヶ月に達する日後から2歳に達する日までの期間の延長請求】

1歳に達する日後から1歳6ヶ月に達する日までの期間の延長請求時と同じ書類。

※請求期間は最大2歳に達する日まで

※保育所入所不承諾通知書等が交付されない場合は当共済組合まで連絡をしてください。

育児休業手当金の延長請求終了時には、「育児休業に関する証明書」に、延長請求の終了日において総務省令で定める要件に該当していたことが確認できる書類を必ず添付してください。

【例】総務省令で定める要件aに該当し、延長請求をしていた場合。

延長給付終了時に保育所に入所していないことが確認できる書類、保育所に入所できたことが確認できる書類等

⑤延長請求時の留意点

ア 保育が実施されない場合の延長事由に該当するときの提出書類について

『延長事由が確認できる書類(保育所入所不承諾通知書等)』は、1歳に達する日後から1歳6ヶ月に達する日までの期間を請求する場合においては**1歳に達する日(=1歳の誕生日の前日)までに、遅くとも1歳の誕生日当日を保育所等への入所希望日として入所申込を行ったうえで交付されたものを提出してください。**

また、1歳6ヶ月に達する日後から2歳に達する日までの期間を請求する場合においても、**1歳6ヶ月に達する日(=1歳6ヶ月の誕生日の前日)までに、遅くとも1歳6ヶ月に到達する日当日を保育所等への入所希望日として入所申込を行ったうえで交付されたものを提出してください。**

また、パパママ育休プラス制度の適用者においては、当該制度により延長される期間の末日(当該末日)の翌日までに、遅くとも同日(当該制度により延長される期間の末日(当該末日)の翌日)を入所希望日として入所申し込みを行ったうえで交付されたものに限られます。
なお、保育所への入所申し込みは市町村において、入所希望日に応じた申し込み時期が定められている場合がありますので、ご注意ください。

イ 1歳に達する日後から1歳6ヶ月に達する日まで延長する事由と1歳6ヶ月に達する日から2歳に達する日まで延長する事由は異なる事由であっても差し支えありません。

(例)1歳~1歳6ヶ月は配偶者の死亡、1歳6ヶ月~2歳は保育所不承諾

ウ 1 歳 6 ヶ月に達する日後から 2 歳に達する日までの期間を請求できる対象者は 1 歳に達する日後から 1 歳 6 ヶ月に達する日までの全ての期間において総務省令で定める延長事由に該当している者に限られます。

そのため、子が 1 歳に達する日後から 1 歳 6 ヶ月に達する日までの期間に育児休業中でありながら育児休業手当金が支給されていなかった期間がある方は対象となりません。ただし、育児休業を一度終了した後、同一の子について総務省令で定める延長事由に該当したことにより、再度育児休業を取得した場合は、再取得した日から 2 歳に達する日まで支給されます。

エ 入園意思のない保育所等への入所手続きによる延長給付請求はできません。

災害を受けたとき

災害見舞金

組合員又は被扶養者の住居、家財が風水害、地震、火災その他の非常災害によって 1/3 以上の損害をうけたときは、災害見舞金が支給されます。

組合員とその被扶養者が別居しており、被扶養者が被災した場合には、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱い、合算のうえ損害の程度を認定します。

①支給要件

ア 「非常災害」には、盗難は含みません。

イ 「住居」:組合員や被扶養者が生活の本拠として住んでいる建物で、自家、借家、借間、公舎、下宿等の別は問いませんが、門塀、納屋、店舗、農業用建物は含みません。

ウ 「家財」:組合員及び被扶養者が所有する住居以外の社会生活上必要な一切の財産のこと。
山林、田畑、宅地、貸家、などの不動産並びに現金、預貯金、証券などは含みません。

②支給額

損害の程度		法定給付
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額×3.0
1 住居及び家財の 1/2 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額×2.0
1 住居及び家財の 1/3 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の 1/2 以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額×1.0
1 住居又は家財の 1/3 以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき		標準報酬月額×0.5
家屋が浸水し上記のように災害の程度の判定が困難なとき	床上 120cm 以上	標準報酬月額×1.0
	床上 30cm 以上	標準報酬月額×0.5

※同一世帯に組合員が2人以上いる場合には、各組合員に支給します。

※給付額の算定は、住居、家財のそれぞれに表を適用して算定した月数を合算します。ただし、標準報酬月額×3.0 が最高支給限度額となります。

※損害の程度は原則として、住居又は家財を換価して判定します。

※次の条件のいずれかにあてはまる場合、上記の災害見舞金に加え災害対策事業資金として、30,000 円が支給されます。災害見舞金の決定後の支給となりますので手続きは不要です。

ア 災害救助法が発動された地域内で被害を受け、短期給付の災害見舞金が支給される方

イ 災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で非常災害を受け、かつ、短期給付の災害見舞金が支給される方

③請求手続

災害にあったときは、所属所長を通じて下記の書類を提出してください。

- ア 災害見舞金請求書(様式第 3-19 号)
- イ 住居被害状況明細書(様式第 3-20 号)
- ウ 家財被害状況明細書(様式第 3-21 号)
- エ 市町村長の罹災証明書(写しを提出の場合は原本証明が必要です。)
- オ 被害家屋全体の平面図(面積が分かるもの)
- カ 家屋の固定資産評価額のわかる書類
(毎年 1 月 1 日に市町村が固定資産税の徴収のために行う家屋の評価)
- キ 現場写真
- ク 災害等の起こったことが記載された新聞記事等(新聞紙名、日付を明記してください。)

※その他、り災の状況により追加提出を依頼する場合があります。

死亡したとき

(1) 埋葬料・埋葬料附加金

組合員が公務によらないで死亡したときに埋葬料・埋葬料附加金が支給されます。

なお、組合員が資格喪失後 3 か月以内に死亡したときは埋葬料が支給されます。(埋葬料附加金の支給はありません。)

ただし、資格喪失後死亡するまでの間、ほかの共済組合の組合員や健康保険等の被保険者となったときは、新規に加入した保険で同様の給付が受けられるため、共済組合の給付は受けられません。

① 支給額

☐ 死亡当時、被扶養者であった者に対して支給されます。

埋葬料 50,000 円 ・ 埋葬料附加金 25,000 円

☐ 死亡当時、被扶養者であった者がいない場合は、実際に埋葬を行った者に対して支給されます。埋葬料及び埋葬料附加金をあわせた範囲内で、**埋葬に要した費用の実費**を支給します。

※埋葬に要した費用の実費とは、霊柩代又は借料、霊柩運搬料、霊前供物代、僧侶の謝礼、入院患者死亡後の移送料等であり、葬儀参列者の接待費用、香典返し等は含まれません。

※埋葬料附加金は埋葬に要した費用が埋葬料を超える場合に支給されます。

② 請求手続

下記の書類を、所属所長を通じて提出してください。

☐ 死亡当時、被扶養者であった方が請求する場合

- ・埋葬料・同附加金請求書(様式第 3-23 号)
- ・埋葬許可証又は火葬許可証の写し

☐ 実際に埋葬(葬儀)を行った方が請求する場合(被扶養者であった方がいない場合)

- ・埋葬料・同附加金請求書(様式第 3-23 号)
- ・埋葬許可証又は火葬許可証の写し
- ・埋葬に要した費用を証明する書類(葬儀社等の領収書及び明細書)

(2) 家族埋葬料・家族埋葬料附加金

組合員の被扶養者が死亡したときに組合員に対して支給されます。

① 支給額

家族埋葬料 50,000 円 ・ 家族埋葬料附加金 25,000 円

② 請求手続

- ・家族埋葬料・同附加金請求書(様式第 3-23 号)
- ・埋葬許可証又は火葬許可証の写し

非常災害により死亡したとき

弔慰金・家族弔慰金

組合員又は被扶養者が水震災害その他非常災害により死亡したときに支給されます。

① 支給要件

水震災害その他非常災害とは、洪水、津波、台風、豪雨、地震、がけ崩れ、雪崩、竜巻、落雷、火災等の主として自然現象をいいますが、交通事故その他予測しがたい事故を含みます。

死亡が予測しがたい事故によるものであるかどうかについては、次に掲げる要件に該当するかどうかを勘案して判断します。

- ・その事故による死亡の要素が、客観的にみて社会通念上予測し難い不慮の事故であること。
- ・その事故の直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。
- ・その事故による死亡が、原則として、他動的原因に基づくものであること。

② 支給額

☐ 弔慰金……標準報酬月額(1 月分)

☐ 家族弔慰金……標準報酬月額 × 0.7(円位未満切捨)

③ 請求手続

☐ 弔慰金

弔慰金の受給権者は、遺族(※)とされています。

※遺族とは、組合員の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員の死亡の当時、組合員によって生計を維持されていた者をいいます。

- ・弔慰金・家族弔慰金請求書(様式第 3-22 号)
- ・遺族の順位及び年収を証明する書類(戸籍謄本・所得証明書等)
- ・死亡した方の氏名、生年月日、死亡した日、死亡の場所、非常災害により死亡したことについて客観的事実がわかる資料(新聞記事等)

☐ 家族弔慰金

※組合員に支給されます。同一の非常災害により組合員及び被扶養者が同時に死亡したときは、家族弔慰金は組合員の遺族(※)に支給されます。

- ・弔慰金家族弔慰金請求書(様式第 3-22 号)
- ・死亡した方の氏名、生年月日、死亡した日、死亡の場所、非常災害により死亡したことについて客観的事実がわかる資料(新聞記事等)

退職後の給付

下記の給付については、支給要件に該当している場合は退職後も給付を受けることができます。請求方法等については、各給付をご覧ください。

給付の種類	支給要件	支給額等
出産費	1年以上組合員であった者が退職後6か月以内に出産したとき。	500,000 円 ※産科医療補償制度対象外は、488,000 円
出産手当金	1年以上組合員であった者が退職時に出産手当金を受けている場合。 (要件を備えていたが、給料が支給されていたため支給されていなかった場合を含む。)	1日につき 標準報酬月額平均 $\times 1/22 \times 2/3$ 【支給期間】 出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日までの間
傷病手当金	1年以上組合員であった者が退職時に傷病手当金を受けている場合 (要件を備えていたが、給料が支給されていたため支給されていなかった場合を含む。)	1日につき 標準報酬月額平均 $\times 1/22 \times 2/3$ ※退職、障害を事由とする年金が支給される場合は、調整されます。 【支給期間】 最長1年6月 ※すでに支給開始されている場合は、支給開始日から最長1年6月
埋葬料	組合員であった方が、退職後(任意継続組合員の資格喪失後)3か月以内に死亡したとき	50,000 円 (被扶養者のいない者が死亡したときは、上記金額の範囲内で埋葬に要した額)

(注)・組合員が退職後他の組合員資格を取得した場合は支給されません。

・退職後は、附加給付は支給されません。

任意継続組合員制度

任意継続組合員制度

退職の日の前日まで引き続いて1年以上（退職日まで1年と1日以上）組合員であった者が、公立学校共済組合に申出をし、所定の掛金を納付することにより、退職日の翌日以降最長2年間を限定として引き続き現職中とほぼ同様な短期給付を受けることができる制度です。

任意継続組合員制度への加入については、退職日から起算して20日以内に、「任意継続組合員申出書の提出」及び「任意継続掛金の払込み」が完了していることが必要です。（どちらかが期限までに完了していない場合、任意継続組合員制度へ加入することはできません。）

（法114条の2、施行令48条、49条）

①任意継続掛金

任意継続組合員となった者は、任意継続掛金（加入者全員）と介護掛金（40歳以上65歳未満の方）との合計額を、任意継続組合員の資格を継続しようとする月の前月の末日までに組合に払い込まなければなりません。

任意継続掛金は、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失した場合を除き、任意継続組合員となった日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る任意継続掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、払い込みが必要です。

②加入の流れ

任意継続組合員申出書（様式第2-3号）を提出

※様式は公立学校共済組合高知支部のホームページ「様式ダウンロードコーナー」に掲載しています。



任意継続掛金の払込用紙を送付（自宅宛て）

※払込用紙に記載の期限までに払込みしてください。



共済組合において、任意継続掛金の払込みを確認



任意継続組合員証等を送付（自宅宛て）

③掛金額

任意継続掛金の額は、次のア、イのいずれか低い額に掛金率を乗じて得た額が1ヶ月の掛金額となります。

ア 退職時の標準報酬月額

イ 前年（1月から3月までにあつては前々年）の9月30日における公立学校共済組合員の平均標準報酬月額

④任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当することとなったときは、その翌日（エについてはその日）から資格を喪失します。

ア 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき

イ 死亡したとき

ウ 任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかったとき

エ 国民健康保険以外の社会保険制度の被保険者となったとき

オ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき（国民健康保険に加入するとき又は被扶養者となるとき等）

※任意継続組合員の資格喪失後、再度任意継続組合員制度に加入するためには、退職の日の前日までに引き続いて1年以上組合員であるという条件を満たすことが必要です。

⑤任意継続組合員の被扶養者の認定・取消について

退職時に被扶養者として認定されている方は、被扶養者の要件に異動がない限り、引き続き被扶養者として取り扱います。（任意継続組合員被扶養者証を交付します。）

なお、任意継続組合員の期間中に新たに被扶養者の要件を備えた、又は欠くに至った場合は、その都度、認定・取消を行いますので、手続書類を速やかに届け出てください。（退職時の所属所を経由する必要はありません。任意継続組合員から直接共済組合へ提出してください。）

詳細につきましては、福祉事務の手引「1 組合員資格」の（2）被扶養者の認定・取消等をご覧ください。